

〔道路メンテナンス年報〕
岩手の道路メンテナンス概要



2024年1月
岩手県道路メンテナンス会議

まえがき

岩手県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 33,600 km におよび、約 14,000 橋の橋梁、約 370 箇所 of トンネル、約 640 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点で約 3,200 橋で全体の 30% であり、20 年後には 78% の約 8,300 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「岩手県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「岩手の道路メンテナンス概要」は、岩手県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

岩手県道路メンテナンス会議 会長
(岩手河川国道事務所長) 近藤 修

目 次

1	道路構造物の現状	1
(1)	道路構造物の管理者	1
(2)	道路構造物の急速な老朽化	1
2	岩手の道路メンテナンス概要について	2
(1)	概要	2
(2)	橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	2
3	橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	3
(1)	2巡目(2019～2022年度)の点検結果(全道路管理者)	3
(2)	2巡目(2019～2022年度)の点検結果(管理者別)	5
(3)	判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの判定区分の遷移状況	11
(4)	過年度の点検(2014～2022年度)の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合	14
(5)	過年度の点検(2014～2022年度)の点検結果(全道路管理者)	17
(6)	過年度の点検(2014～2022年度)の点検結果(管理者別)	18
4	判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	20
(1)	1巡目点検施設における修繕等措置の実施状況	20
(2)	2巡目点検施設(2019～2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	24
(3)	過年度の点検(2014～2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	27
(4)	判定区分Ⅳの施設の措置状況	30
(5)	修繕等措置の取り組み事例	31
5	道路メンテナンス会議の取り組み	36

1 道路構造物の現状

(1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約7割を市町村で管理しています。

表 1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

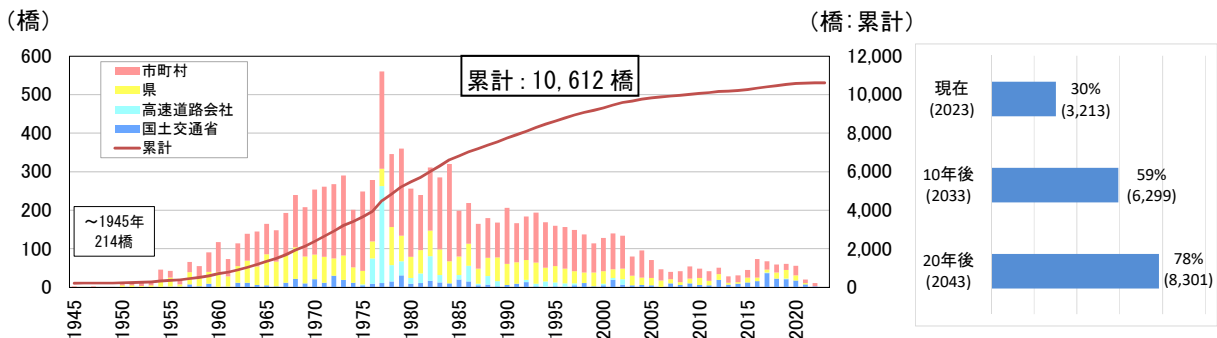
管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	道路附属物等			
					シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	685	708	111	265	2	125	45	93
高速道路会社	299	689	29	173	4	124	0	45
県	4,143	2,747	187	147	76	15	15	41
市町村	28,489	9,864	42	56	6	23	14	13
合計	33,616	14,008	369	641	88	287	74	192

※2023年3月末時点
 ※道路延長は「道路統計年報2022」より集計

(2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

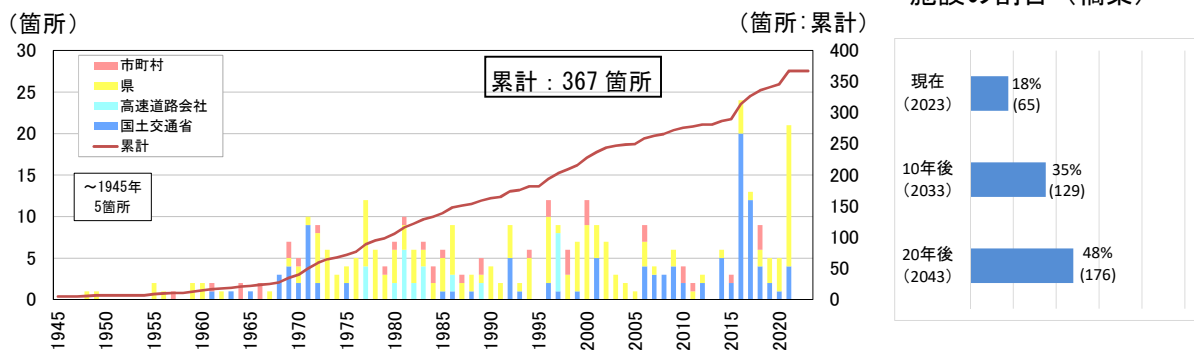
特に施設数の多い橋梁でみると、建設後50年を経過した橋梁は、現在30%であり、10年後には59%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約3,400橋ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

図 1-2 建設後 50 年を経過した施設の割合 (橋梁)



※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルが2箇所ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-3 建設年代別施設数 (トンネル)

図 1-4 建設後 50 年を経過した施設の割合 (トンネル)

2 岩手の道路メンテナンス概要について

(1) 概要

- 岩手県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「岩手の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等^{※1}については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
 - 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果^{※2}
 - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計

※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検結果 (全道路管理者)

2 巡目 (2019~2022 年度) の累積点検実施率は、橋梁 85%、トンネル 74%、道路附属物等 73%です。

判定区分の割合は、橋梁：I 41%、II 50%、III 9%、IV 0.04%、トンネル：I 4%、II 53%、III 43%、IV 0%、道路附属物等：I 22%、II 57%、III 20%、IV 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

〇2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

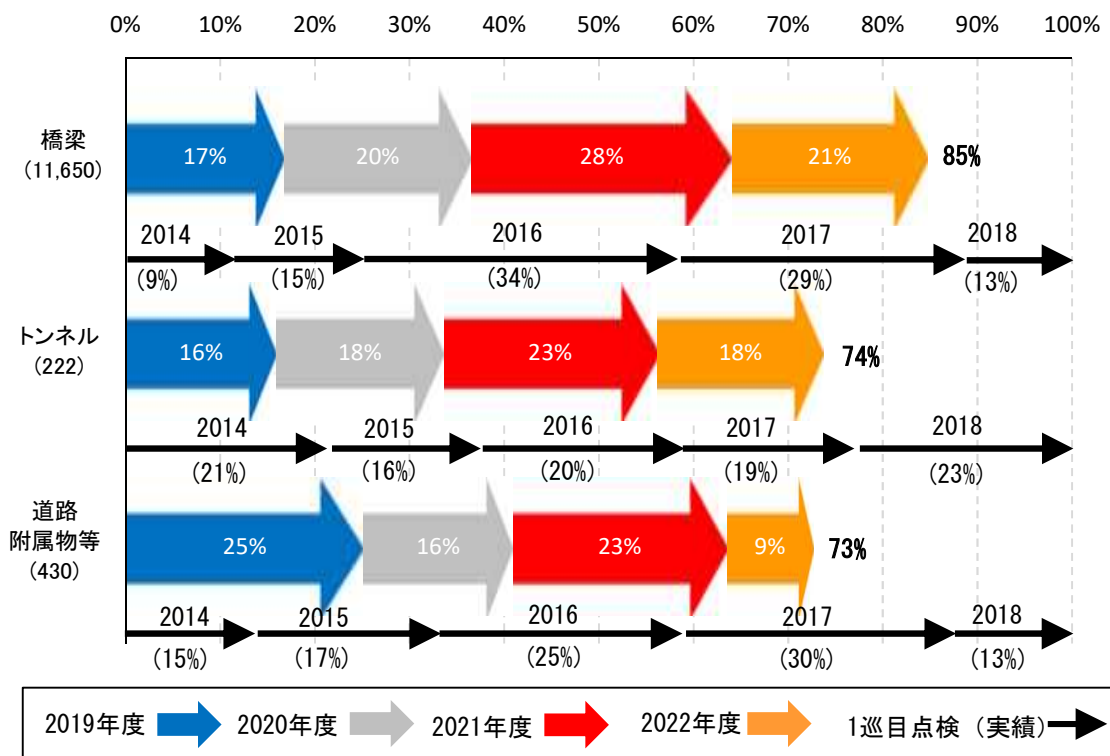


図 3-1 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (全道路管理者合計)

※ () 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3-1 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (全道路管理者)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	14,008	13,758	11,650	85% (87%)
トンネル	369	301	222	74% (76%)
道路附属物等	641	592	430	73% (87%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。2023.3 末時点
 ※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2017 年度) における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

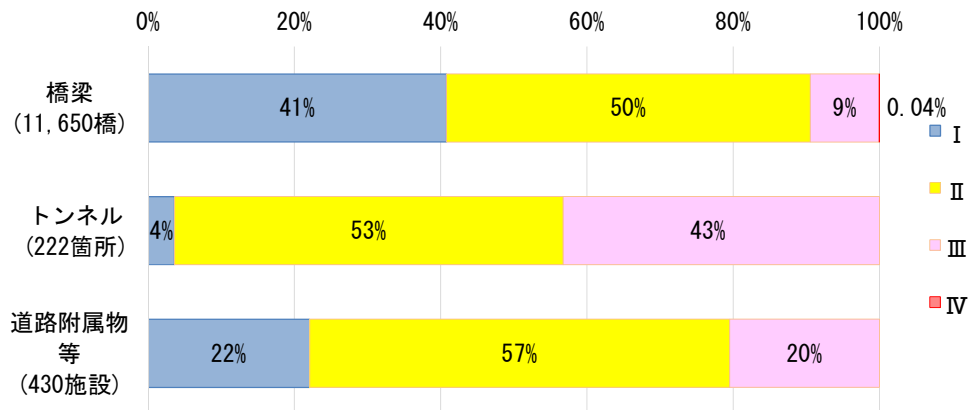


図 3 - 2 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

※ () 内は、2 巡目 (2019~2022 年度) に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3 - 2 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者)

	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
橋梁	11,650	4,753	5,798	1,094	5
		41%	50%	9%	0.04%
トンネル	222	8	118	96	0
		4%	53%	43%	0%
道路附属物等	430	95	247	88	0
		22%	57%	20%	0%

2023.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

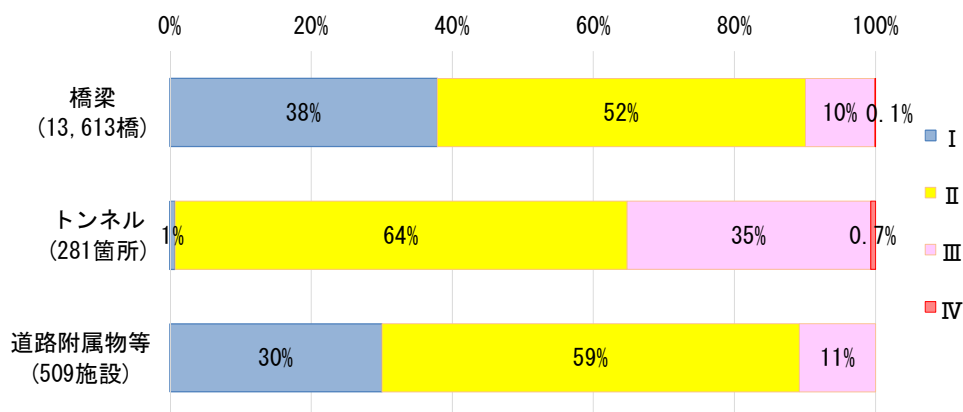


図 3 - 3 1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

※2019 年 3 月時点での集計値
 ※ () 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

(2) 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検結果 (管理者別)

① 橋梁

橋梁の 2 巡目 (2019~2022 年度) の累積点検実施率は、国土交通省 82%、高速道路会社 80%、県 83%、市町村 85%です。

全管理者の判定区分の割合は、I 41%、II 50%、III 9%、IV 0.04%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

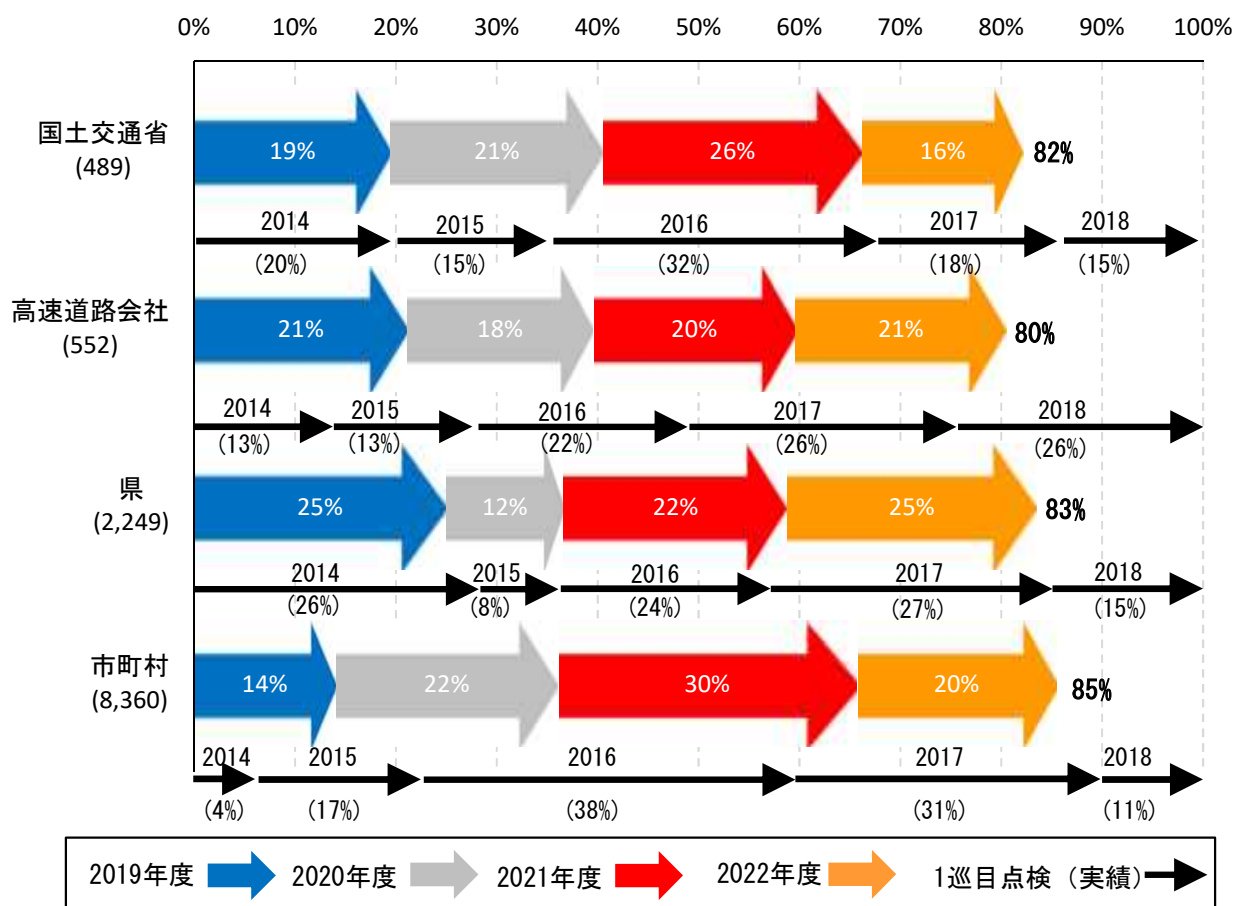


図 3-4 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

※ () 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-3 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	708	595	489	82% (85%)
高速道路会社	689	686	552	80% (74%)
県	2,747	2,694	2,249	83% (85%)
市町村	9,864	9,783	8,360	85% (90%)
合計	14,008	13,758	11,650	85% (87%)

※1 : 2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3 末時点

※2 : 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。() 内は、1 巡目 (2014~2017 年度) における点検実施率。

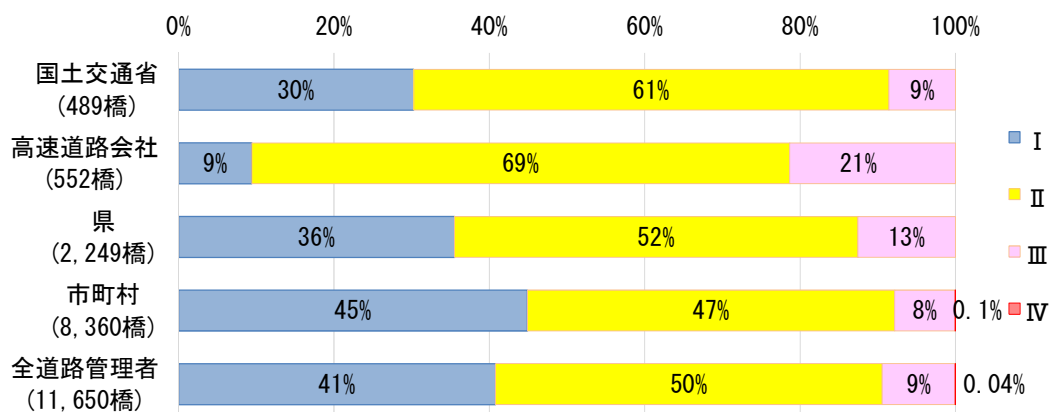


図3-5 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	489	148	299	42	0
		30%	61%	9%	0%
高速道路会社	552	52	382	118	0
		9%	69%	21%	0%
県	2,249	799	1,167	283	0
		36%	52%	13%	0%
市町村	8,360	3,754	3,950	651	5
		45%	47%	8%	0.1%
合計	11,650	4,753	5,798	1,094	5
		41%	50%	9%	0.04%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

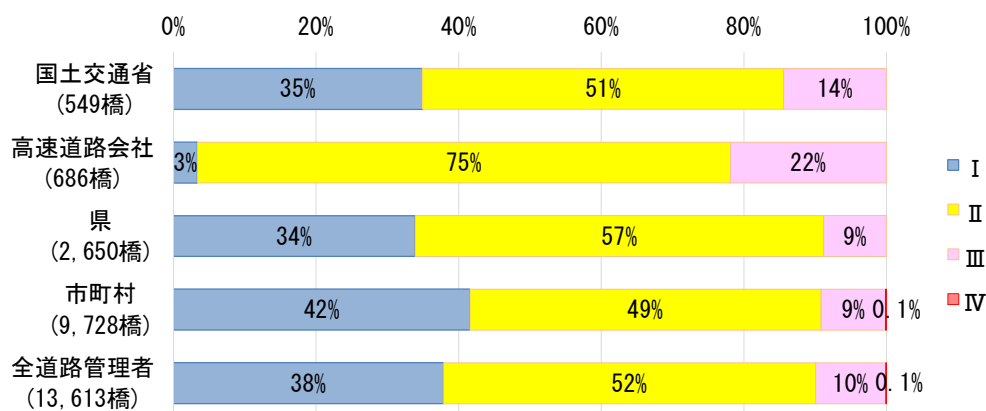


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値
※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、国土交通省 81%、高速道路会社 69%、県 68%、市町村 87%です。

全管理者の判定区分の割合は、Ⅰ 4%、Ⅱ 53%、Ⅲ 43%、Ⅳ 0%です。

〇2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

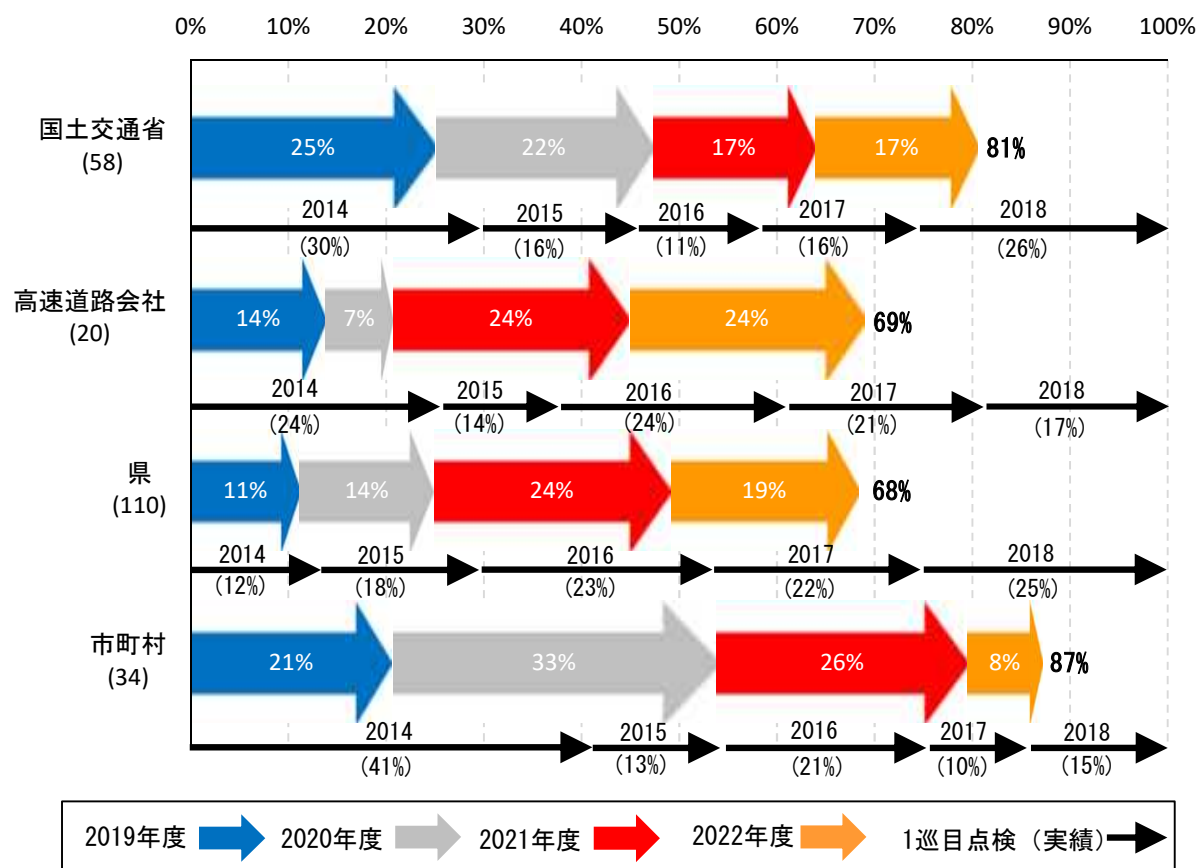


図3-7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-5 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	111	72	58	81% (73%)
高速道路会社	29	29	20	69% (83%)
県	187	161	110	68% (75%)
市町村	42	39	34	87% (85%)
合計	369	301	222	74% (76%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3末時点

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

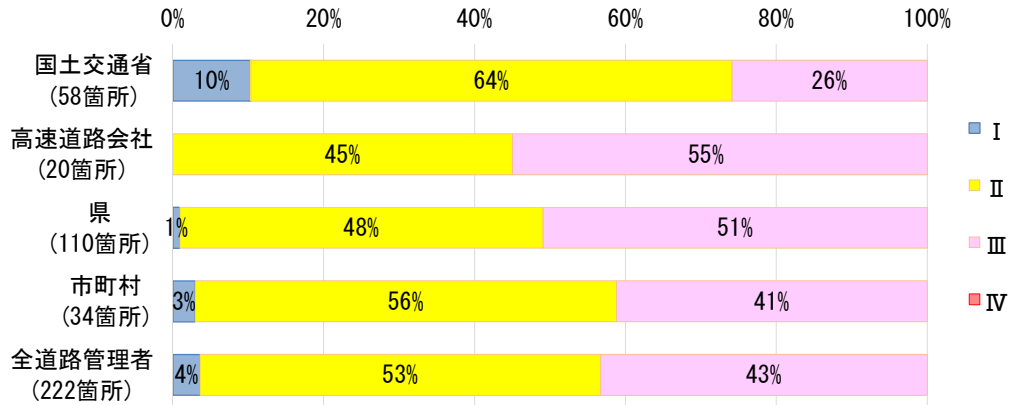


図3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-6 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	58	6	37	15	0
		10%	64%	26%	0%
高速道路会社	20	0	9	11	0
		0%	45%	55%	0%
県	110	1	53	56	0
		1%	48%	51%	0%
市町村	34	1	19	14	0
		3%	56%	41%	0%
合計	222	8	118	96	0
		4%	53%	43%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

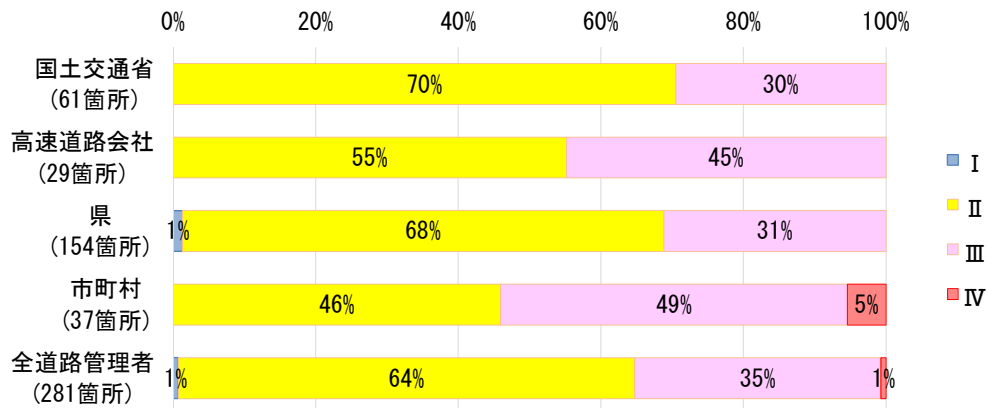


図3-9 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 69%、高速道路会社 86%、県 56%、市町村 93%です。

全管理者の判定区分割合は、I 22%、II 57%、III 20%、IV 0%です。

〇2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

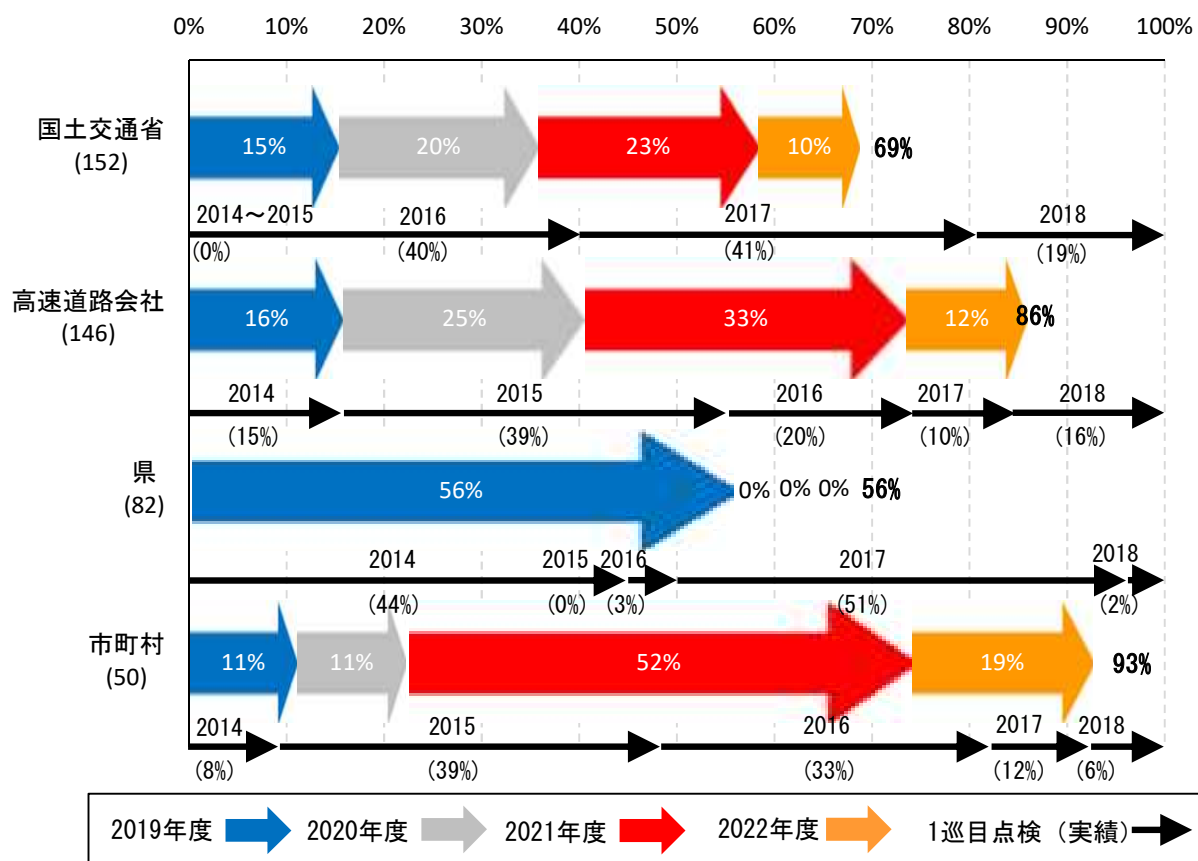


図3-10 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-7 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	265	221	152	69% (81%)
高速道路会社	173	170	146	86% (84%)
県	147	147	82	56% (98%)
市町村	56	54	50	93% (92%)
合計	641	592	430	73% (87%)

2023.3末時点

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

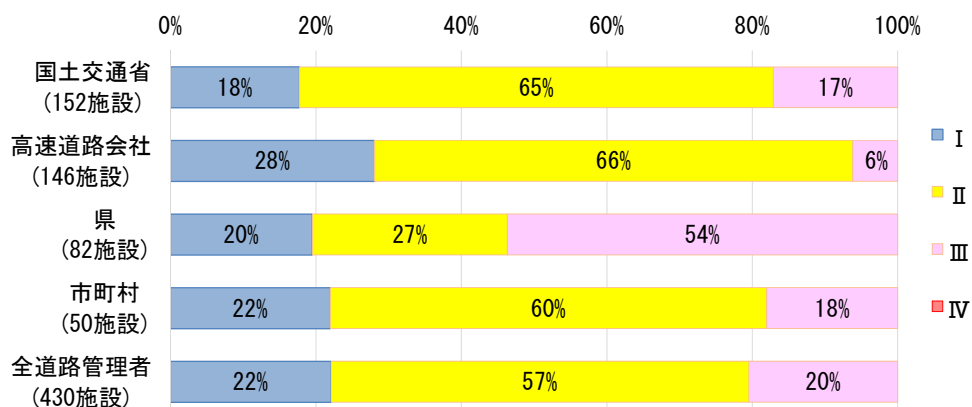


図3-1-1 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	152	27	99	26	0
		18%	65%	17%	0%
高速道路会社	146	41	96	9	0
		28%	66%	6%	0%
県	82	16	22	44	0
		20%	27%	54%	0%
市町村	50	11	30	9	0
		22%	60%	18%	0%
合計	430	95	247	88	0
		22%	57%	20%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

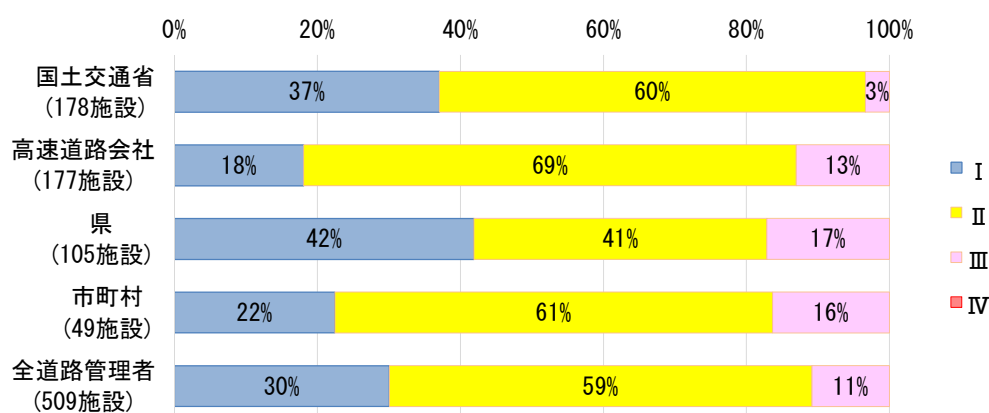


図3-1-2 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの判定区分の遷移状況

① 橋梁

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で5%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

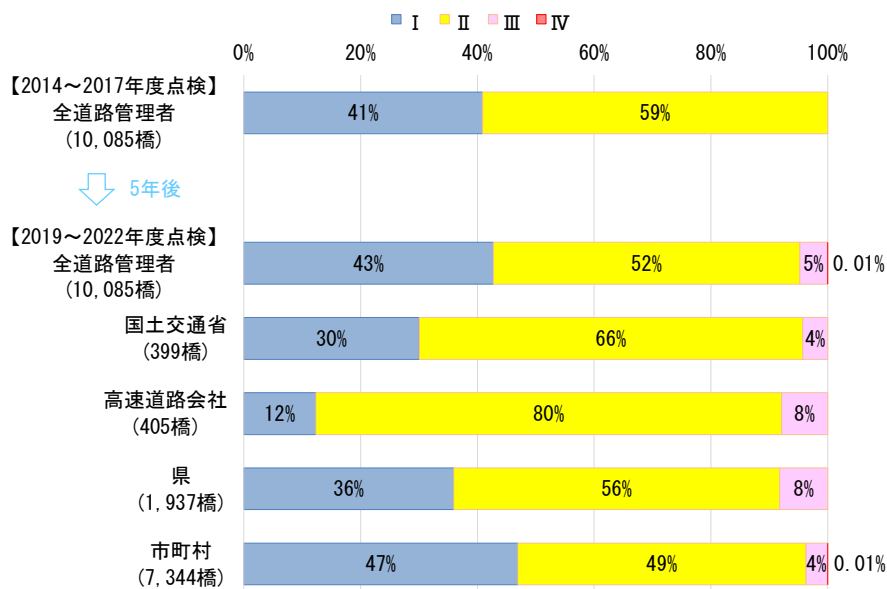


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※ () 内は、1巡目（2014～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

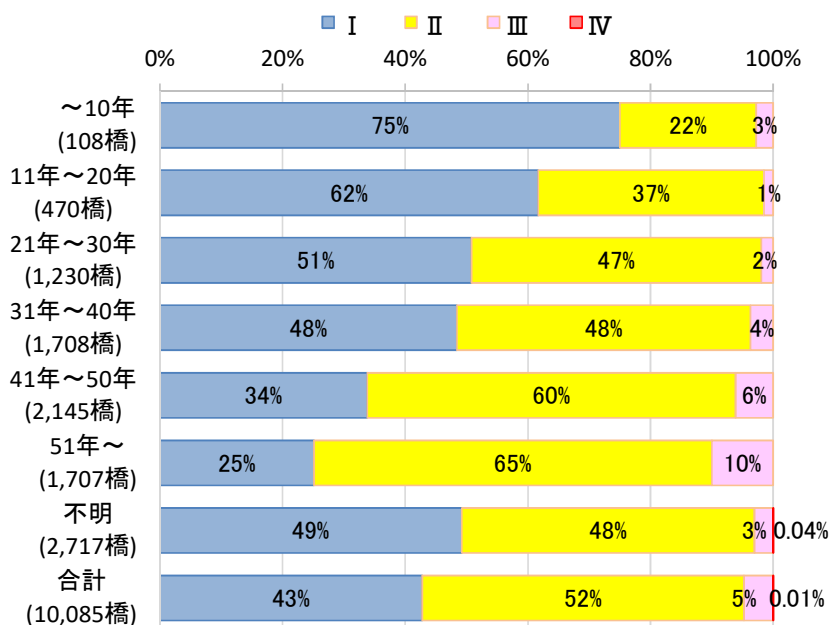


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

1 巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で36%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

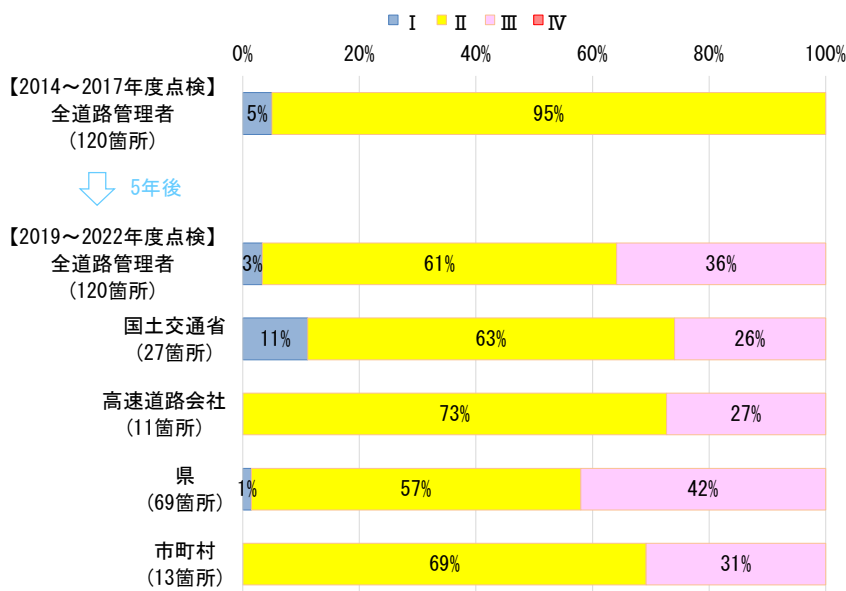


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

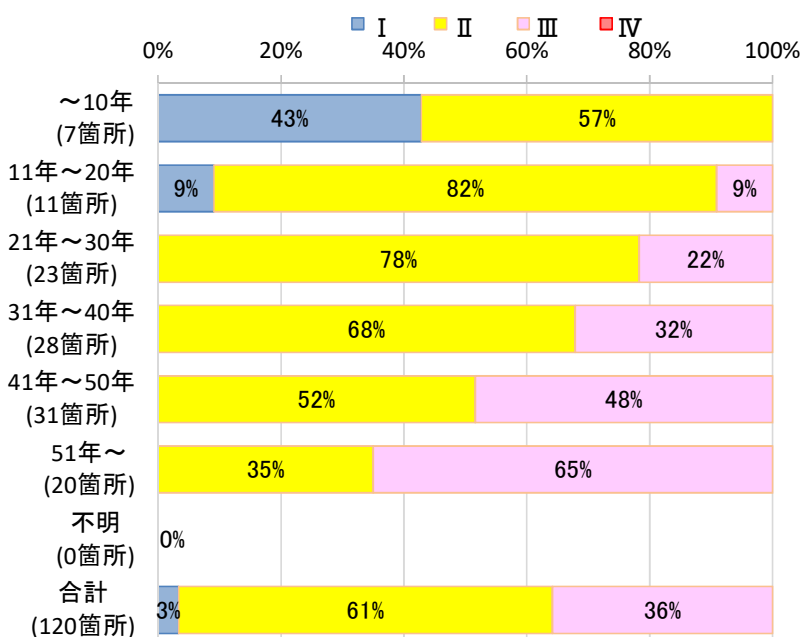


図3-16 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で14%です。

建設後経過年数が41年以上となる道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

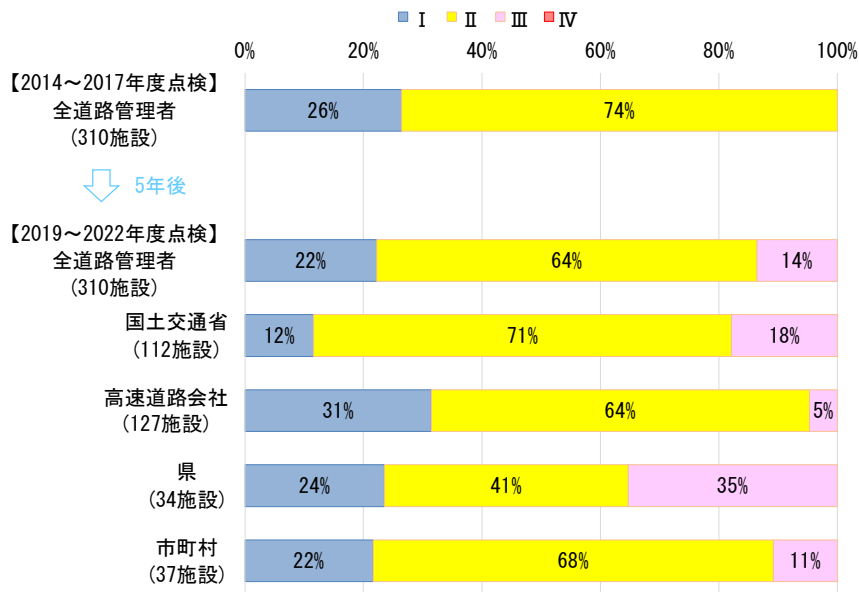


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

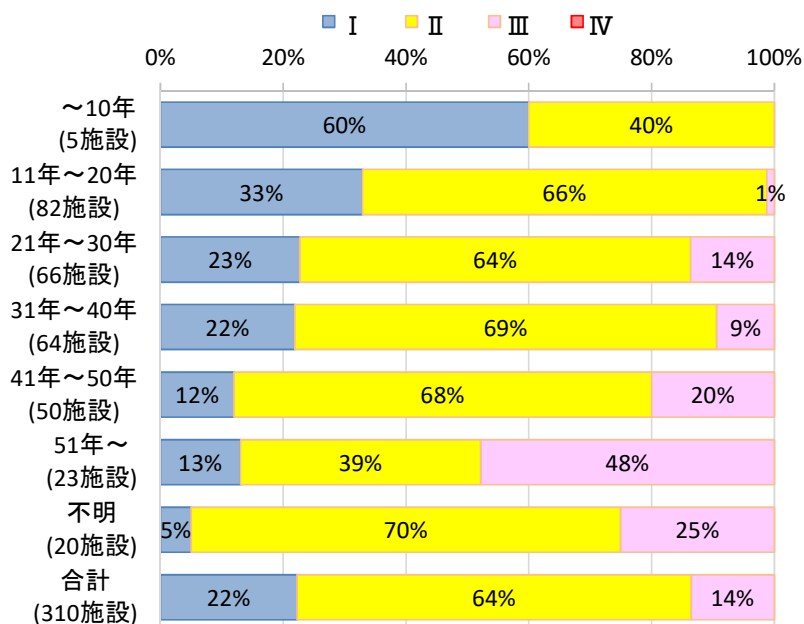


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(4) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 42%、Ⅱ 49%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は1,338橋です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

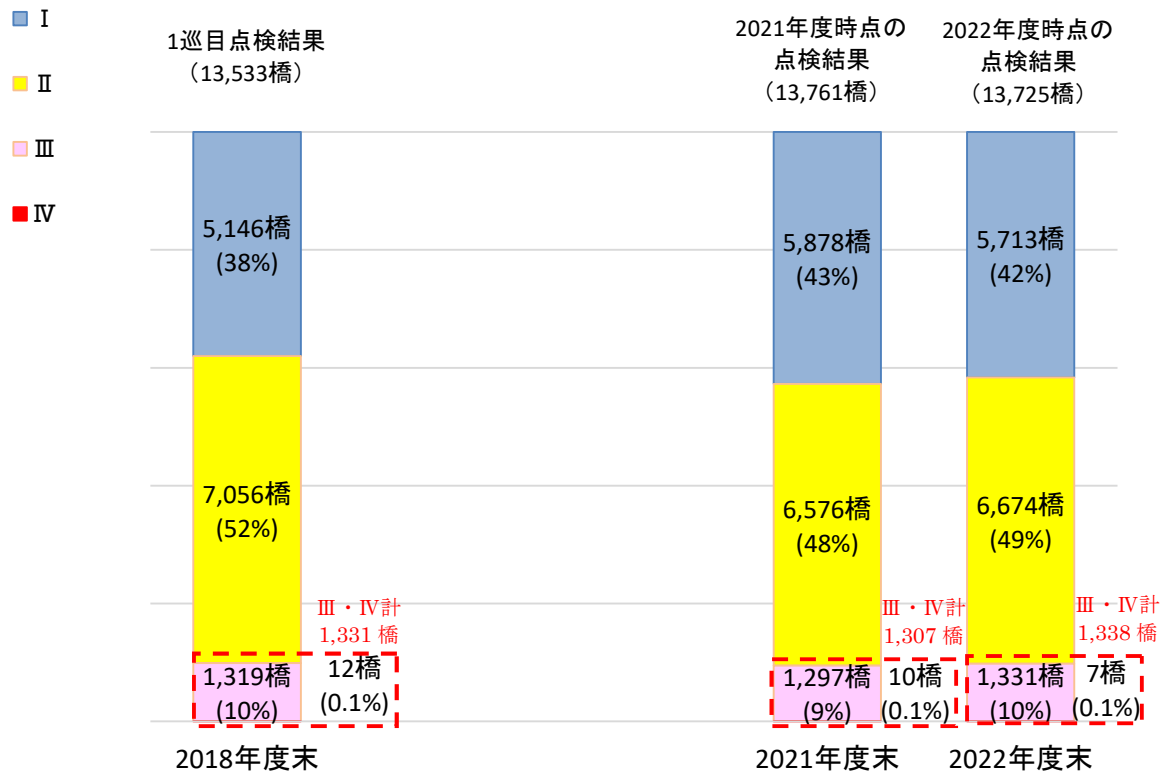


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

② トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 4%、Ⅱ 57%、Ⅲ 40%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは119箇所です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

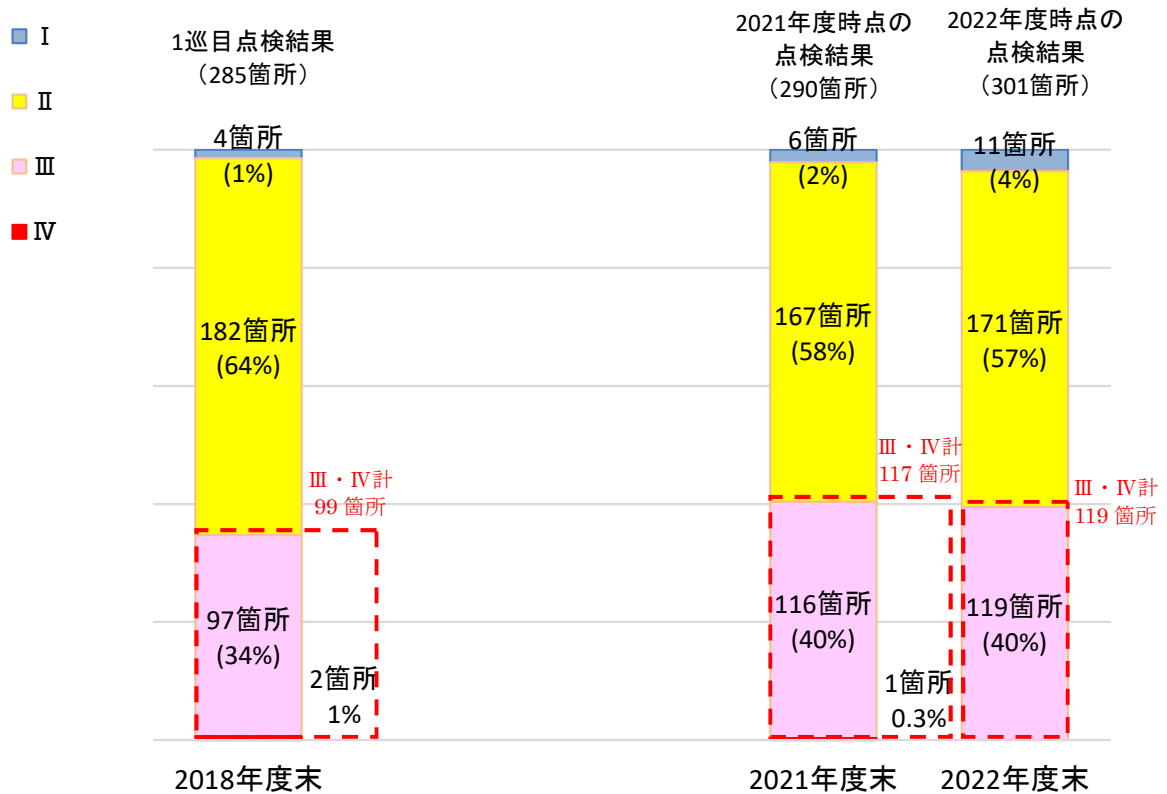


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③ 道路附属物

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 29%、Ⅱ 53%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は106施設です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

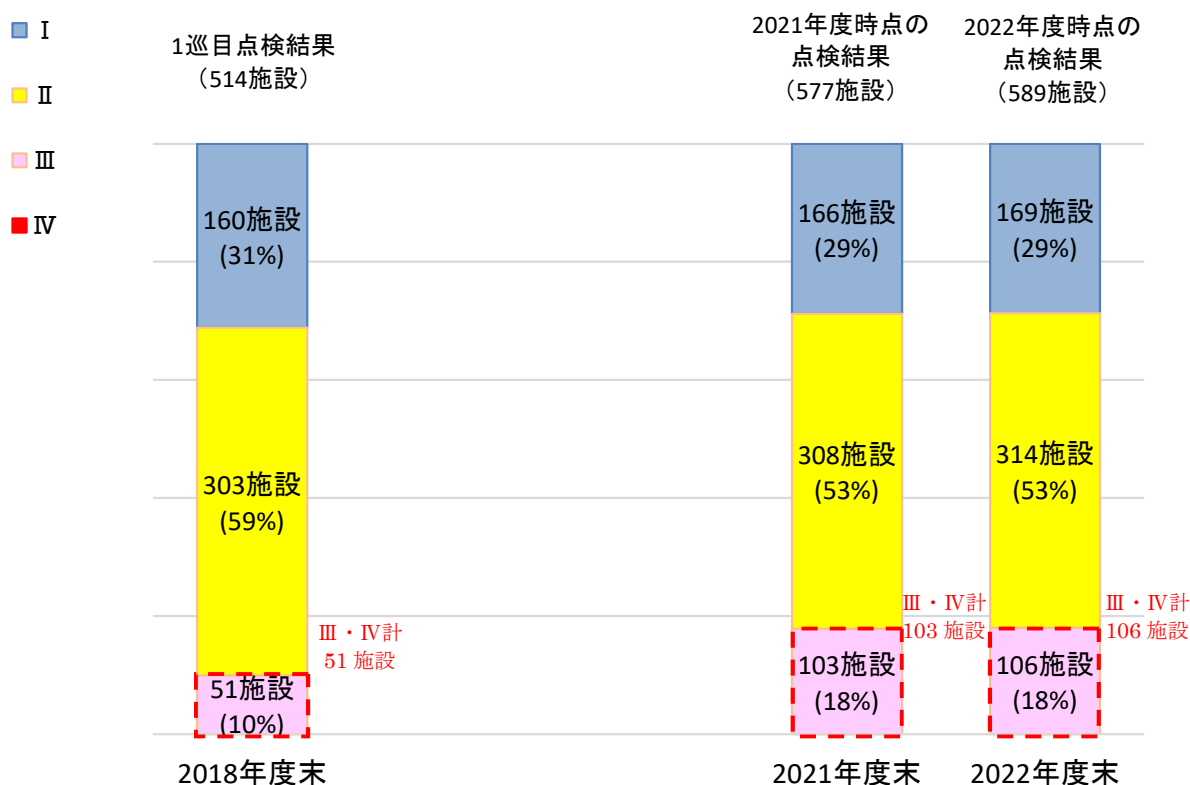


図3-2-1 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 42%、Ⅱ 49%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 4%、Ⅱ 57%、Ⅲ 40%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 29%、Ⅱ 53%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%です。

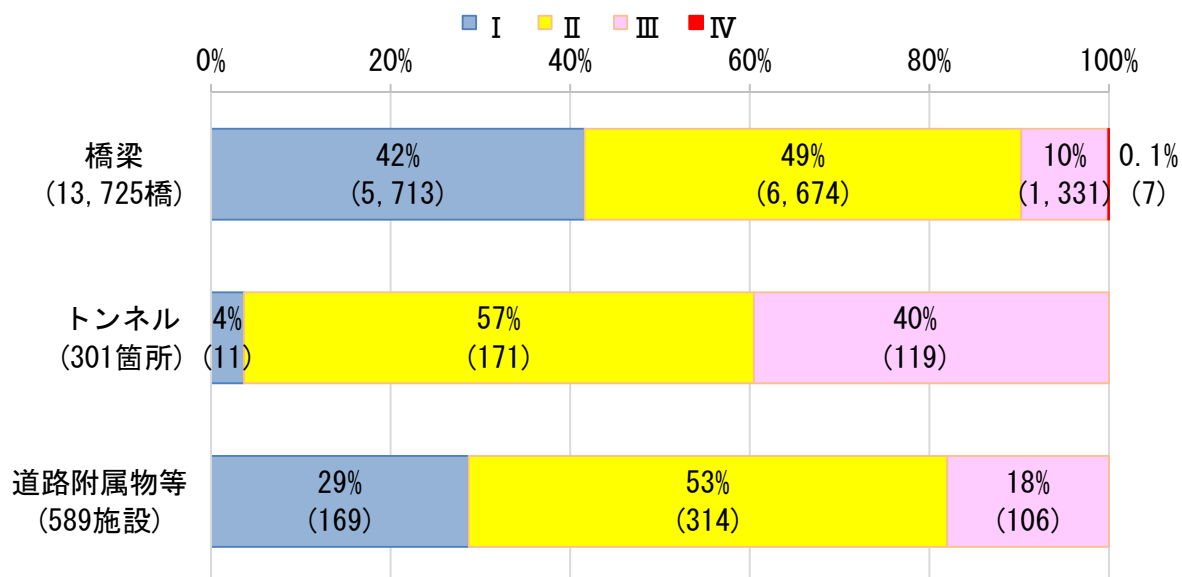


図3-22 2022年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(6) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（管理者別）

1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 32%、II 58%、III 10%、IV 0%、トンネル：I 8%、II 61%、III 31%、IV 0%、道路附属物等：I 29%、II 60%、III 12%、IV 0%です。

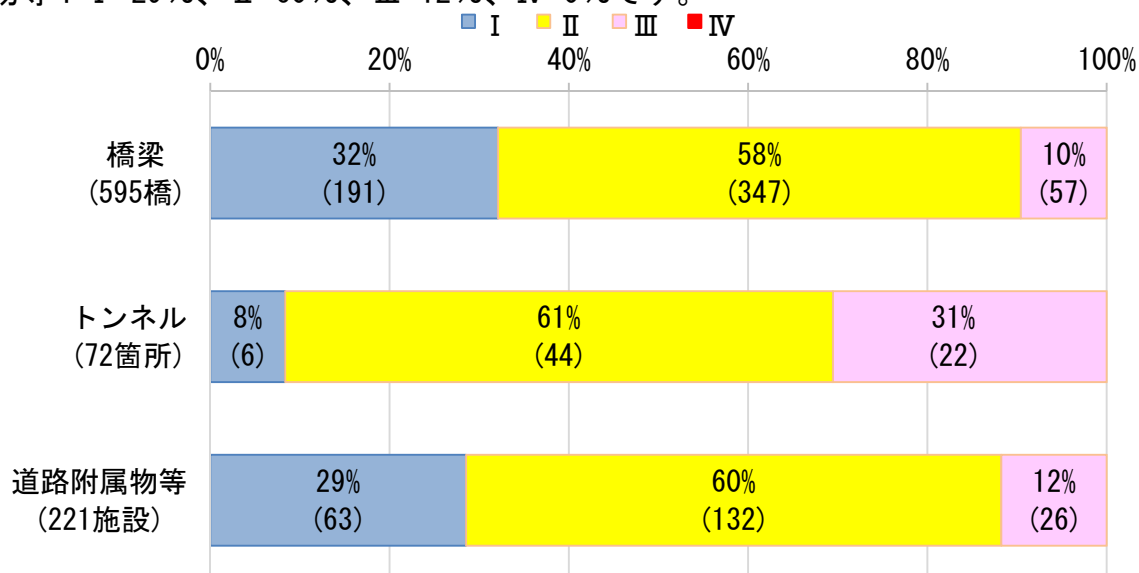


図3-23 2022年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 8%、II 70%、III 22%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 48%、III 52%、IV 0%、道路附属物等：I 25%、II 65%、III 10%、IV 0%です。

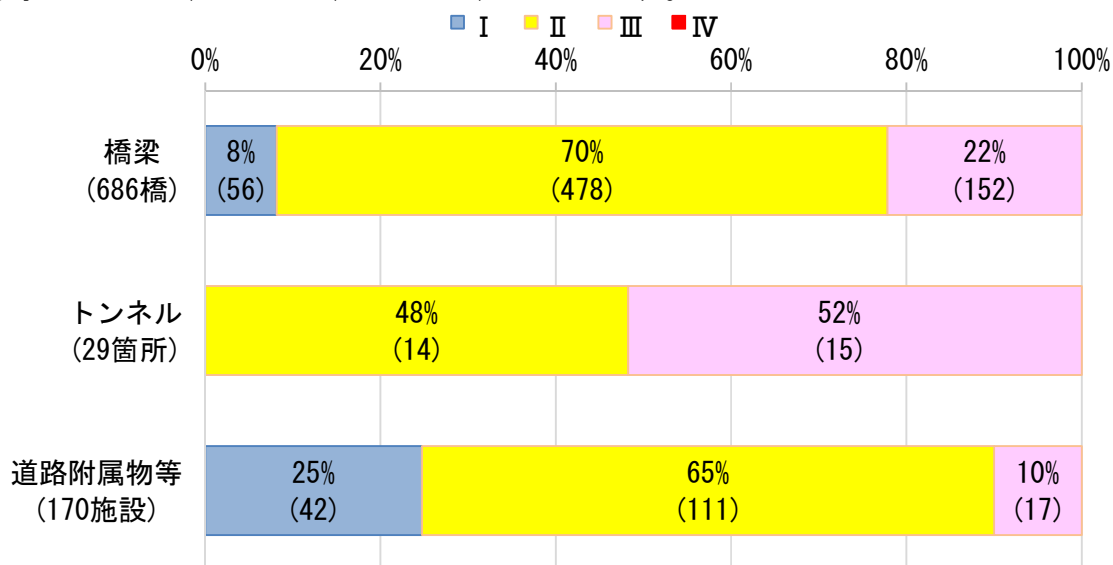


図3-24 2022年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 県

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 38%、II 50%、III 12%、IV 0%、トンネル：I 2%、II 57%、III 41%、IV 0%、道路附属物等：I 37%、II 27%、III 36%、IV 0%です。

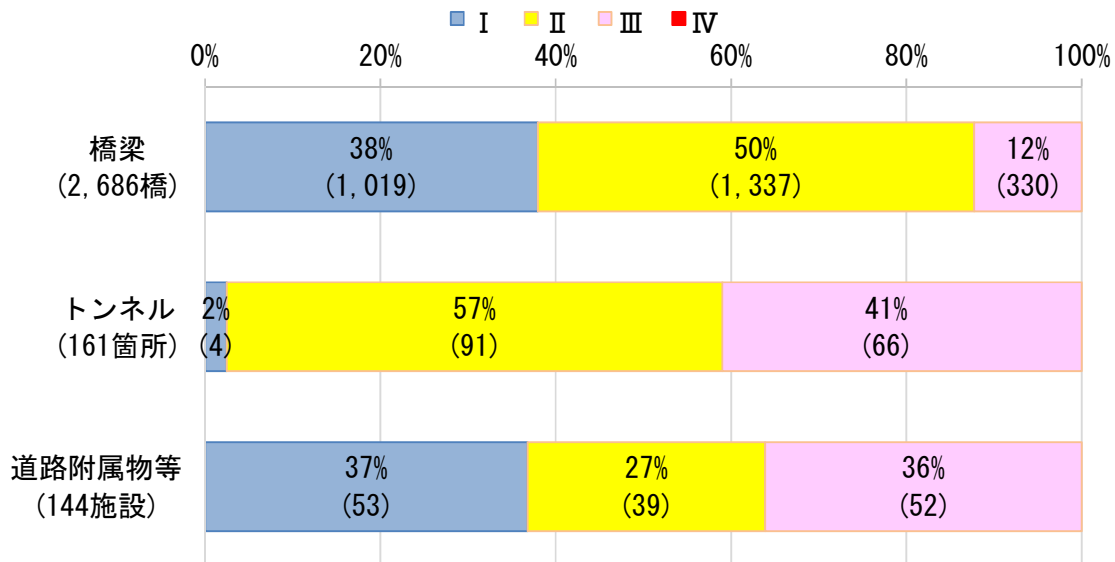


図3-25 2022年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4) 市町村

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 46%、II 46%、III 8%、IV 0.1%、トンネル：I 3%、II 56%、III 41%、IV 0%、道路附属物等：I 20%、II 59%、III 20%、IV 0%です。

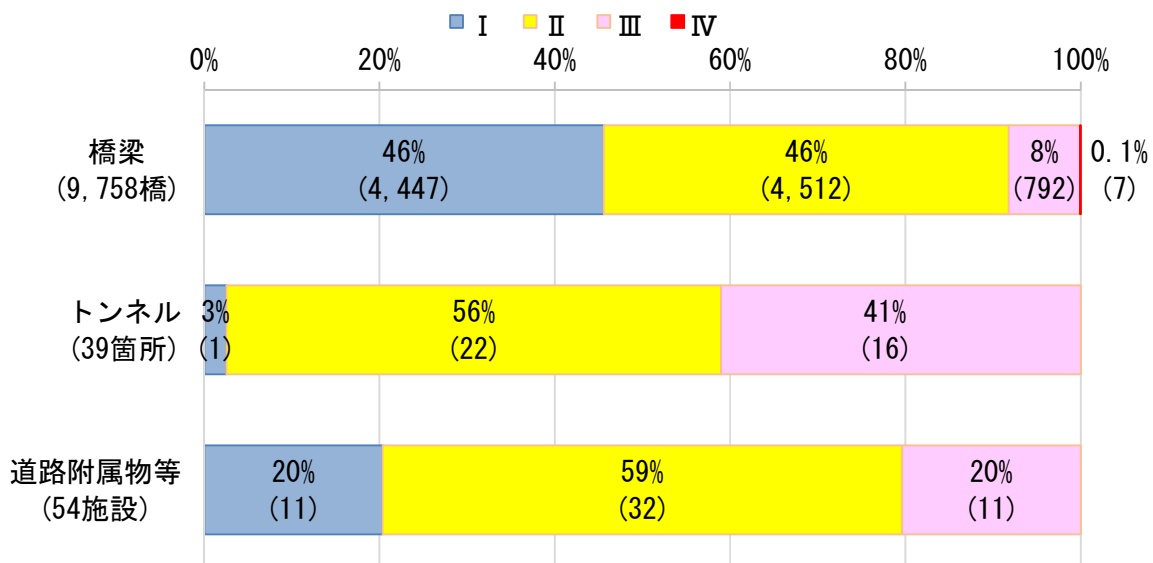


図3-26 2022年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1 巡目点検（2014～2018 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2022 年度末時点）

1 巡目点検（2014～2018 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2022 年度末時点）は、橋梁 78%、トンネル 93%、道路附属物等 98%となっています。

表 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	1,308	1,020 (78%)	657 (50%)
トンネル	97	90 (93%)	61 (63%)
道路附属物等	48	47 (98%)	28 (58%)

2023. 3 末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置
(2014～2018)

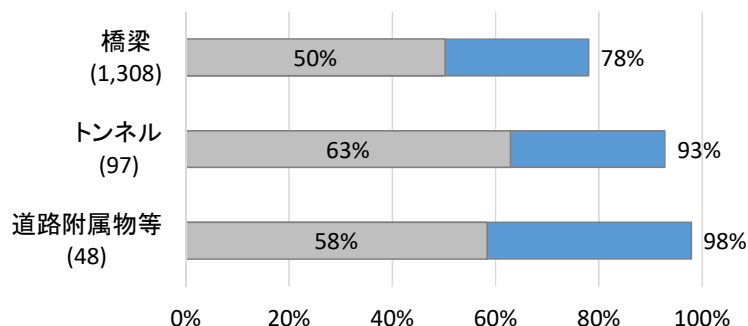


図 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置（2014 年度～2018 年度）

2023. 3 末時点

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合 (C/A)

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 99%、地方公共団体 73%です。

完了した割合は、国土交通省 84%、高速道路会社 41%、地方公共団体 49%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	79	79 (100%)	66 (84%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	94%	100%	100%	100%
				2016	83%	100%	100%	100%
				2017	81%	100%	100%	100%
				2018	53%	100%	100%	100%
高速道路会社	150	148 (99%)	61 (41%)	2014	19%	100%	100%	100%
				2015	42%	100%	100%	100%
				2016	72%	100%	100%	100%
				2017	44%	100%	100%	100%
				2018	34%	96%	100%	96%
地方公共団体計	1,079	793 (73%)	530 (49%)	2014	62%	83%	83%	83%
				2015	68%	88%	88%	88%
				2016	47%	71%	71%	71%
				2017	36%	63%	63%	63%
				2018	40%	70%	70%	70%
県	220	220 (100%)	151 (69%)	2014	84%	100%	100%	100%
				2015	89%	100%	100%	100%
				2016	66%	100%	100%	100%
				2017	38%	100%	100%	100%
				2018	32%	100%	100%	100%
市町村	859	573 (67%)	379 (44%)	2014	41%	67%	67%	67%
				2015	62%	84%	84%	84%
				2016	43%	65%	65%	65%
				2017	36%	57%	57%	57%
				2018	41%	65%	65%	65%
合計	1,308	1,020 (78%)	657 (50%)		50%	78%	78%	78%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A) 2023.3 末時点
措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 87%、高速道路会社 100%、地方公共団体 93%です。

完了した割合は、国土交通省 73%、高速道路会社 54%、地方公共団体 62%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	15	13 (87%)	11 (73%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	43%	71%	43%	71%
高速道路会社	13	13 (100%)	7 (54%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	0%	100%	0%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	20%	100%	20%	100%
				2018	75%	100%	75%	100%
地方公共団体計	69	64 (93%)	43 (62%)	2014	56%	89%	56%	89%
				2015	45%	100%	45%	100%
				2016	71%	93%	71%	93%
				2017	92%	100%	92%	100%
				2018	25%	75%	25%	75%
県	48	48 (100%)	32 (67%)	2014	64%	100%	64%	100%
				2015	40%	100%	40%	100%
				2016	70%	100%	70%	100%
				2017	92%	100%	92%	100%
				2018	50%	100%	50%	100%
市町村	21	16 (76%)	11 (52%)	2014	46%	77%	46%	77%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	75%	75%	75%	75%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	0%	50%	0%	50%
合計	97	90 (93%)	61 (63%)		63%	93%	63%	93%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 95%です。

完了した割合は、国土交通省 67%、高速道路会社 83%、地方公共団体 32%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	3	3 (100%)	2 (67%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	67%	100%	67%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
高速道路会社	23	23 (100%)	19 (83%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	75%	100%	75%	100%
				2018	63%	100%	63%	100%
地方公共団体計	22	21 (95%)	7 (32%)	2014	17%	100%	17%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	67%	67%	67%	67%
				2017	43%	100%	43%	100%
				2018	—	—	—	—
県	18	18 (100%)	6 (33%)	2014	17%	100%	17%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	60%	100%	60%	100%
				2018	—	—	—	—
市町村	4	3 (75%)	1 (25%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	50%	50%	50%	50%
				2017	0%	100%	0%	100%
				2018	—	—	—	—
合計	48	47 (98%)	28 (58%)		58%	98%	58%	98%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

(2) 2巡目点検施設(2019~2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

2巡目(2019~2022年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省52%、高速道路会社74%、地方公共団体43%です。

完了した割合は、国土交通省24%、高速道路会社18%、地方公共団体14%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	42	22 (52%)	10 (24%)	2019	67%	100%		
				2020	20%	80%		
				2021	20%	50%		
				2022	0%			
高速道路会社	118	87 (74%)	21 (18%)	2019	17%	83%		
				2020	21%	79%		
				2021	8%	67%		
				2022	20%	45%		
地方公共団体計	939	406 (43%)	133 (14%)	2019	28%	65%		
				2020	22%	65%		
				2021	11%	45%		
				2022	0%	3%		
県	283	186 (66%)	59 (21%)	2019	41%	97%		
				2020	42%	98%		
				2021	11%	72%		
				2022	0%	6%		
市町村	656	220 (34%)	74 (11%)	2019	23%	50%		
				2020	15%	53%		
				2021	11%	32%		
				2022	0%	3%		
合計	1,099	515 (47%)	164 (15%)		15%	47%		

2023.3末時点

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019~2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 33%、高速道路会社 55%、地方公共団体 76%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 27%、地方公共団体 23%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	15	5 (33%)	0 (0%)	2019	0%	71%	0%	0%
				2020	0%		0%	
				2021	0%		0%	
				2022	0%		0%	
高速道路会社	11	6 (55%)	3 (27%)	2019	0%	100%	0%	0%
				2020	0%	100%	0%	0%
				2021	75%	100%	0%	0%
				2022	0%		0%	
地方公共団体計	70	53 (76%)	16 (23%)	2019	40%	93%	0%	0%
				2020	29%	92%	0%	0%
				2021	13%	71%	0%	0%
				2022	0%		0%	
県	56	44 (79%)	14 (25%)	2019	43%	100%	0%	0%
				2020	35%	100%	0%	0%
				2021	11%	72%	0%	0%
				2022	0%		0%	
市町村	14	9 (64%)	2 (14%)	2019	0%		0%	0%
				2020	14%	71%	0%	0%
				2021	17%	67%	0%	0%
				2022	—		0%	
合計	96	64 (67%)	19 (20%)		20%	67%	0%	0%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 8%、高速道路会社 67%、地方公共団体 77%です。

完了した割合は、国土交通省 8%、高速道路会社 33%、地方公共団体 6%です。

表 4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	26	2 (8%)	2 (8%)	2019	67%	67%		
				2020	0%			
				2021	0%			
				2022	0%			
高速道路会社	9	6 (67%)	3 (33%)	2019	100%	100%		
				2020	67%	67%		
				2021	0%	50%		
				2022	0%	100%		
地方公共団体計	53	41 (77%)	3 (6%)	2019	4%	89%		
				2020	100%	100%		
				2021	0%			
				2022	0%			
県	46	39 (85%)	2 (4%)	2019	5%	89%		
				2020	—			
				2021	—			
				2022	0%			
市町村	7	2 (29%)	1 (14%)	2019	0%	100%		
				2020	100%	100%		
				2021	0%			
				2022	0%			
合計	88	49 (56%)	8 (9%)		9%	56%		

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019～2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2022 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 65%、高速道路会社 80%、地方公共団体 45%です。

完了した割合は、国土交通省 30%、高速道路会社 23%、地方公共団体 17%です。

表 4－8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	57	37 (65%)	17 (30%)	20 (35%)
高速道路会社	152	121 (80%)	35 (23%)	31 (20%)
地方公共団体計	1,129	510 (45%)	197 (17%)	619 (55%)
県	330	233 (71%)	91 (28%)	97 (29%)
市町村	799	277 (35%)	106 (13%)	522 (65%)
合計	1,338	668 (50%)	249 (19%)	670 (50%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 41%、高速道路会社 67%、地方公共団体 79%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 40%、地方公共団体 30%です。

表4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	22	9 (41%)	0 (0%)	13 (59%)
高速道路会社	15	10 (67%)	6 (40%)	5 (33%)
地方公共団体計	82	65 (79%)	25 (30%)	17 (21%)
県	66	54 (82%)	22 (33%)	12 (18%)
市町村	16	11 (69%)	3 (19%)	5 (31%)
合計	119	84 (71%)	31 (26%)	35 (29%)

2023.3末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 8%、高速道路会社 82%、地方公共団体 79%です。

完了した割合は、国土交通省 8%、高速道路会社 18%、地方公共団体 5%です。

表 4-10 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	26	2 (8%)	2 (8%)	24 (92%)
高速道路会社	17	14 (82%)	3 (18%)	3 (18%)
地方公共団体計	63	50 (79%)	3 (5%)	13 (21%)
県	52	47 (90%)	2 (4%)	5 (10%)
市町村	11	3 (27%)	1 (9%)	8 (73%)
合計	106	66 (62%)	8 (8%)	40 (38%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

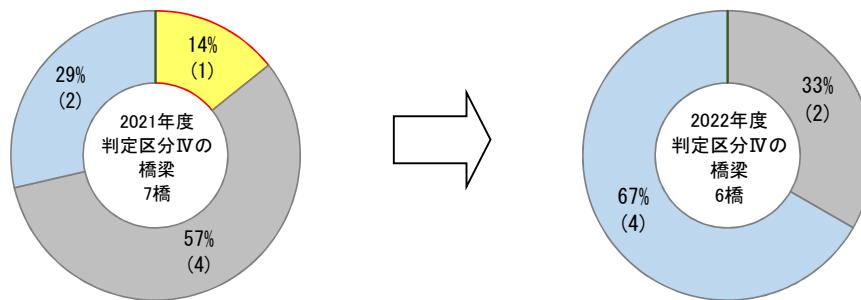
(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設は、2021 年度末時点の 7 橋から 6 橋に減少し、内 2 橋は対応未定、4 橋は撤去・廃止中となっています。

またトンネル及び道路附属物等が、2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありませんでした。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

① 判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施設名：かねがさきおほし金ヶ崎大橋
 管理者：国土交通省
 岩手河川国道事務所
 路線名：国道4号
 位置：岩手県奥州市
 建設年：1975年（昭和50年）
 主な損傷：床版のひび割れ



写真4-1 【全景】金ヶ崎大橋



写真4-2 【損傷】床版のひび割れ



写真4-3 【対策】床版の打換え

施設名：しずくいしがわぼし 雫石川橋（上り線）
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社
 路線名：東北自動車道
 位置：岩手県盛岡市
 建設年：1979年（昭和54年）
 主な損傷：床版の損傷



写真4-4 【全景】雫石川橋 上り線



写真4-5 【対策】床版取替え状況



写真4-6 【完成後】床版取替え後

施設名：さるこえ猿越橋
 管理者：岩手県
 路線名：国道395号
 位置：岩手県九戸郡軽米町
 建設年：1972年（昭和47年）
 主な損傷：床版のひびわれ・遊離石灰の滲出、支承の腐食



写真4-7 【全景】猿越橋



写真4-8 【損傷】
床版ひびわれ、遊離石灰の滲出



写真4-9 【対策】床版取替え

施設名：ほうきょうだい宝鏡第2号橋
 管理者：陸前高田市
 路線名：市道宝鏡線
 位置：岩手県陸前高田市
 建設年：1973年（昭和48年）
 主な損傷：橋台の洗掘



写真4-10 【全景】宝鏡第2号橋



写真4-11 【損傷】橋台の洗掘



写真4-12 【対策】橋台の根継工

施設名：^{しんなか}新中の橋
 管理者：久慈市
 路線名：市道新中の橋田屋町線
 位置：岩手県久慈市
 建設年：1964年（昭和39年）
 主な損傷：PC鋼材定着部の露出及びうき



写真4-13 【全景】新中の橋



写真4-14 【損傷】
PC鋼材定着部の露出及びうき



写真4-15 【対策】
定着部の打換え

施設名：^{こがわばし}小川橋
 管理者：岩泉町
 路線名：町道小川中学校線
 位置：岩手県下閉伊郡岩泉町
 建設年：1971年（昭和46年）
 主な損傷：床版の剥離、地覆の剥離、
防護柵の欠損



写真4-16 【全景】小川橋



写真4-17 【損傷】地覆剥離



写真4-18 【対策】地覆打換え

施設名：ボックスカルバート^{はなまき}（花巻86）
 管理者：東日本高速道路㈱東北支社
 路線名：東北自動車道
 位置：岩手県紫波郡矢巾町
 建設年：1977年（昭和52年）
 主な損傷：側壁部の浮き
 （剥離、鉄筋露出）



写真4-19 【全景】
ボックスカルバート（花巻86）



写真4-20 【損傷】
側壁部の浮き（はく落、鉄筋露出）



写真4-21 【対策】
断面修復および表面被覆工

②判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施設名：摂待^{せつたい}トンネル
 管理者：国土交通省 三陸国道事務所
 路線名：国道45号
 位置：岩手県宮古市
 建設年：1971年（昭和46年）
 主な損傷：漏水、材質劣化



写真4-22 【全景】摂待トンネル

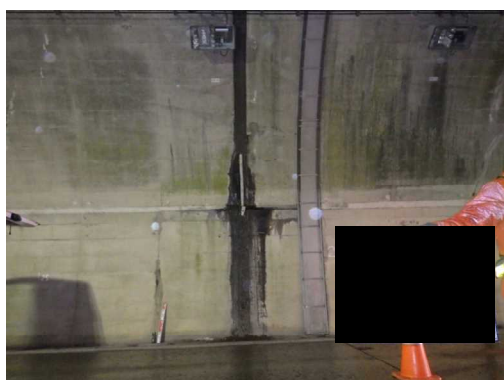


写真4-23 【損傷】
経年劣化によるトンネル目地からの漏水

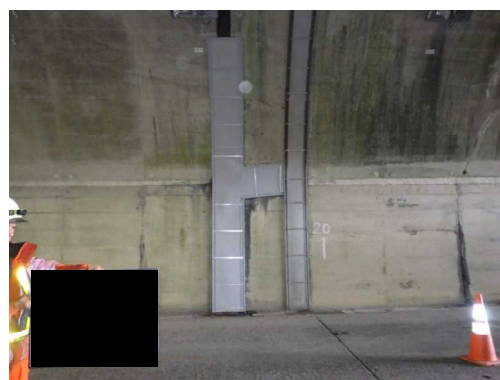


写真4-24 【対策】樋導水設置

施設名：^{ちかない}近内トンネル
 管理者：宮古市
 路線名：市道近内柵館線
 位置：岩手県宮古市
 建設年：1987年（昭和62年）
 主な損傷：ひび割れ、浮き、漏水



写真4-25 【全景】近内トンネル



写真4-26 【損傷】浮き

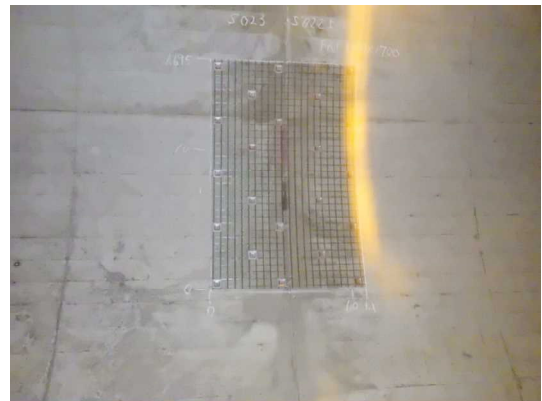


写真4-27 【対策】FRPメッシュシート工

③判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施設名：^{かしわぎ}柏木スノーシェルター
 管理者：岩手県
 路線名：国道106号
 位置：岩手県宮古市
 建設年：1977年（昭和52年）
 主な損傷：鋼材（主梁、横梁）の腐食、支承の腐食、下部工のうき、はく離



写真4-28 【全景】柏木スノーシェルター



写真4-29 【損傷】主梁の腐食



写真4-30 【対策】主梁の金属溶射

5 道路メンテナンス会議の取り組み

岩手県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、岩手県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



写真5-1 橋梁架替工事の現場講習会



写真5-2 点検支援技術の講習会



写真5-3 溝橋点検の講習会



写真5-4 高校生との協働による橋梁点検

岩手県道路メンテナンス会議構成機関（担当部署）

岩手県県土整備部（道路環境課）	西和賀町（建設課）
盛岡市（建設部道路管理課）	金ヶ崎町（都市建設課）
宮古市（都市整備部建設課）	平泉町（建設水道課）
大船渡市（都市整備部建設課）	住田町（建設課）
花巻市（建設部道路課）	大槌町（地域整備課）
北上市（都市整備部道路環境課）	山田町（建設課）
久慈市（建設部建設整備課）	岩泉町（地域整備課）
遠野市（環境整備部建設課）	田野畑村（地域整備課）
一関市（建設部道路管理課）	普代村（建設水産課）
陸前高田市（建設部建設課）	軽米町（地域整備課）
釜石市（建設部建設課）	野田村（地域整備課）
二戸市（建設整備部建設課）	九戸村（地域整備課）
八幡平市（建設課）	洋野町（建設課）
奥州市（都市整備部土木課）	一戸町（建設部地域整備課）
滝沢市（都市整備部道路課）	東日本高速道路(株)東北支社
雫石町（地域整備課）	東北地方整備局道路部
葛巻町（建設水道課）	東北地方整備局岩手河川国道事務所
岩手町（建設課）	東北地方整備局三陸国道事務所
紫波町（建設部土木課）	東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所
矢巾町（道路住宅課）	（公財）岩手県土木技術振興協会（オブザーバー）

会 長 東北地方整備局岩手河川国道事務所長
副会長 岩手県県土整備部道路環境課総括課長
事務局 岩手県県土整備部道路環境課
東北地方整備局道路部
東北地方整備局岩手河川国道事務所
東北地方整備局東北技術事務所
東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口（事務局）

- | |
|---|
| ○岩手県県土整備部道路環境課 維持グループ 企画担当
電話019-629-5878（直通） |
| ○東北地方整備局岩手河川国道事務所 メンテナンス担当
電話019-624-3131（内304, 530） |